

○ 産業廃棄物処分業許可申請書の編纂について

申請書は以下の順で編纂いただくようお願いします。

書類の名称		新規申請		更新申請
		法人	個人	
(1)	申請書第1面	●	●	●
(2)	申請書第2面	●	●	●
(3)	申請書第3面	●	●	●
(4)	手数料証紙（証紙は県で貼付します。）	●	●	●
(5)	定款の写し	●	-	●
(6)	法人登記履歴事項全部証明書	●	-	●
(7)	住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍等）記載のもの）	●	●	●
(8)	登記されていないことの証明書 又は 精神機能の障害の有無に関する医師の診断書 ^{※3}	●	●	●
(9)	法人登記履歴事項全部証明書（大口株主のうち法人であるもの）	●	-	●
(10)	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	●	●	●
(11)	様式第七号の1	●	●	省略可
(12)	様式第七号の2	●	●	省略可
(13)	事業の用に供する施設に係る仕様書・構造図・設計計算書 （最終処分場以外）	●	●	省略可
(14)	事業の用に供する施設の使用権原を有することを示す書類	●	●	省略可
(15)	様式第七号の3（最終処分場である場合）	●	●	省略可
(16)	事業の用に供する施設の平面図・断面図・設計計算書 （最終処分場に係るもの）	●	●	省略可
(17)	事務所平面図・付近図	●	●	省略可
(18)	事業場平面図・付近図	●	●	省略可
(19)	保管施設平面図・付近図	● ^{※1}	● ^{※1}	省略可
(20)	保管施設面積計算書・容量計算書	● ^{※1}	● ^{※1}	省略可
(21)	事業場及び保管施設に係る土地・建物登記簿謄本	●	●	省略可
(22)	事業場及び保管施設に係る使用承諾書又は賃貸借契約書等	● ^{※2}	● ^{※2}	省略可
(23)	様式第七号の4	●	●	省略可
(24)	様式第七号の5	●	●	省略可
(25)	様式第十一号	●	●	省略可
(26)	様式第十二号	●	●	●
(27)	様式第十三号	-	●	●
(28)	貸借対照表（直前3年間分）	●	-	●
(29)	損益計算書（直前3年間分）	●	-	●
(30)	株主資本等変動計算書（直前3年間分）	●	-	●
(31)	個別注記表（直前3年間分）	●	-	●
(32)	預貯金等残高証明書	-	●	●
(33)	確定申告書の写し（直前3年間分） （申請者が法人の場合：法人税、個人の場合：所得税）	●	●	●
(34)	納税証明書 ^{※4} （直前3年間分） （申請者が法人の場合：法人税、個人の場合：所得税）	●	●	●
(35)	誓約書	●	●	●

※1・・・保管施設を有する場合のみ

※2・・・申請者が所有権を有しない場合のみ

※3・・・欠格要件に該当する可能性がある場合は、精神機能の障害の有無に関する診断書の添付を求めます

※4・・・納税証明書（その1 納税額等証明用）

省略可・・・内容に変更のない場合に限り、省略可能

申請に際してのその他必要書類

1. 事業場所在地の建物、土地の登記簿謄本（全部事項証明書。以下同じ。）
2. 上記が申請者の所有でない場合は上記の他に賃貸借契約書の写し、又は使用承諾書
3. 処理施設の仕様書、設計計算書、試験成績書、平面図・立面図・断面図・構造図
4. 処理施設の稼動に関して生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
5. 処理施設の使用権原を有することを証する書類
6. 船舶を使用する場合は、写真及び船舶検査証の写し、船舶国籍証書の写し、備船契約書等の写し
7. 法人の場合は、定款の写し及び法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。以下同じ。）
8. 個人の場合は住民票の写し※¹及び登記されていないことの証明書又は精神機能の障害の有無に関する医師の診断書※²
9. 役員（注）、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者、政令で定める使用人の住民票の写し※¹（法人株主にあつては法人登記簿謄本）、登記されていないことの証明書又は精神機能の障害の有無に関する医師の診断書※²
10. 法人の場合、過去3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）及び法人税確定申告書（申告書のみで可）の写し
11. 個人の場合、銀行預金等残高証明書、直前3年間の所得税確定申告書（申告書のみで可）の写し
12. 国税（法人にあつては法人税、個人にあつては所得税）の直前3年間の納税証明書（その1・納税額等証明用）
13. その他は、記載例のとおりです。また、必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。なお、更新許可申請、変更許可申請で前回申請時から変更がない場合は、1～6を省略できます（ただし、船舶検査証の写しは、更新許可申請での省略はできません）。詳しくは下記の問い合わせ先にお尋ねください。

注 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※1 住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は、国籍等）記載のものを添付願います。

※2 欠格要件に該当する可能性がある場合は、精神機能の障害の有無に関する診断書を添付願います。

※3 申請書提出部数：正本1部（本課用）、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）

（県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接資源循環推進課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。）

【問い合わせ先】

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
西彼保健所	長崎市滑石 1-9-5	852-8061	095-856-5022
県央保健所	諫早市栄田町 26-49	854-0081	0957-26-3305
県南保健所	島原市新田町 347-9	855-0043	0957-62-3287
県北保健所	平戸市田平町里免 1126-1	859-4807	0950-57-3933
五島保健所	五島市福江町 7-2	853-0007	0959-72-3125
上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	857-4211	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	811-5133	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市巖原町宮谷 224	817-0011	0920-52-0166
資源循環推進課	長崎市尾上町 3-1	850-8570	095-895-2375

東京法務局への「登記されていないことの証明書」の申請について

「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物処理業の許可申請の際、あらかじめ東京法務局より「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）の交付を受ける必要があります（許可申請書の第2面及び第3面に記載された者全員分が必要）。

成年後見制度とは

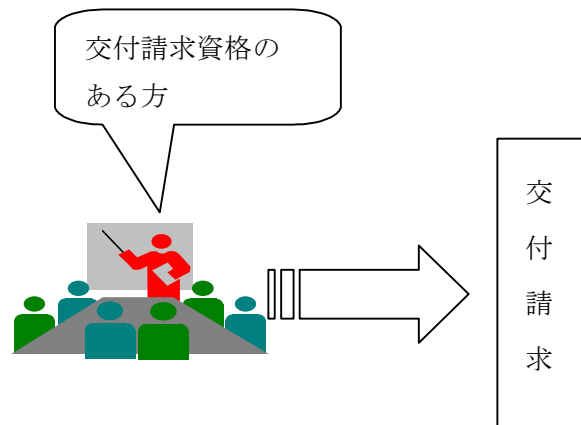
認知症の方、知的障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのがこの制度です。以前の禁治産・準禁治産制度は戸籍に記載されていましたが、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の観点から平成12年4月に成年後見登記制度へ移行し、一定の者に限定して登記の有無の情報開示が行えることになっています。

1 申請方法

- ①最寄りの法務局の窓口で申請してください。
- ②東京法務局あて郵送により申請してください。

2 手数料

1通につき、300円の「登記印紙」を最寄りの法務局又は中央郵便局等で購入ください。



3 郵送による申請のしかた

申請書に登記印紙を貼付のうえ、返信用封筒（長3サイズ（23cm×12cm）の封筒に宛名を明記・切手を貼付したもの）を同封し、下記送付先あて郵送してください。

<送付先>

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03-5213-1234(代)、03-5213-1360(直)

<申請書配布場所>

最寄りの法務局（本局、支局、出張所）

※インターネットのホームページ上から申請書をダウンロードすることもできます。

法務省ホームページ ⇒ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

4 その他

- ・本人以外で請求できるのは、本人の配偶者または四親等以内の親族です。この場合、戸籍謄抄本等親族関係を証する書面が必要となります。
- ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
- ・証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」こととしてください。
- ・郵送による場合、証明書の到着まで10日程度かかる場合があります。早めに手続きをされることをお勧めします。
- ・その他、申請にあたりご不明な点がありましたら、最寄りの法務局にお問い合わせください。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連のお問い合わせは、最寄りの県立保健所または長崎県資源循環推進課（TEL095-895-2375）まで。